

令和8年9月30日
吉川市長 中原恵人

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、「自己採点申請書」を「入札書」、「入札金額見積内訳書」に加えて、応札時に「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

また、当該入札に参加するためには、必ず「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。

なお、この入札説明書に記載のない事項は、「吉川市総合評価方式活用ガイドライン（令和8年7月）（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

記

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 準用河川上第二大場川管理用道路舗装新設他工事
- (2) 工 事 場 所 吉川市大字高久地内外
- (3) 工 事 業 種 舗装工事

2 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の型（ガイドラインP6参照）

簡易型（土木型）

(2) 採点方式（ガイドラインP7参照）

自己採点方式

(3) 評価値の算出方法（ガイドラインP46参照）

除算方式

(4) 見なし評価（ガイドラインP49参照）

適用します。

(5) 1／3失格基準（ガイドラインP49参照）

適用しません。

(6) 評価の方法

ア 落札候補者が提出した技術資料の評価は、様式に記入された内容を添付資料及び各種データ等により確認して採点します。

イ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、評価対象外となる場合があります。

ウ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。

エ 配置予定技術者は、候補者を3名まで挙げるができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してくださ

い。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。

オ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。

カ 分社化した後の企業の施工実績については、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿登録時に、分社化前の企業から実績の承継が認められているものを評価の対象とします。

キ 提出した「自己採点申請書」と落札候補者通知時に提出した「兼落札候補者用提出書」の記述が異なる場合には、先に提出した「自己採点申請書」の記述を優先します。

ク 各評価項目の評価点は「自己採点申請書」による値と上記アにより採点した値を比較して、低い方の値とします。

(7) 不適正な事項に対する措置について（ガイドラインP48参照）

ガイドラインのとおり。

(8) 落札者（落札候補者）の決定方法（ガイドラインP50参照）

ガイドラインのとおり。

(9) 配置予定技術者の配置不可通知（ガイドラインP51参照）

ガイドラインのとおり。

(10) 技術資料の内容の不履行について（ガイドラインP54参照）

ガイドラインのとおり。

(11) 技術資料の虚偽記載について（ガイドラインP54参照）

ガイドラインのとおり。

(12) 不服の申出について（ガイドラインP55参照）

ガイドラインのとおり。

3 技術資料等の提出

《『自己採点申請書』の提出》

(1) 提出内容

ア すべての入札参加者が提出してください。

イ 「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」の電子データを提出してください。

(2) 自己採点申請書

ア 様式は「入札情報公開システム」の「発注情報」にある添付ファイル「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」を使用してください。（日付入力不要、押印不要）

イ 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。なお、申告点欄が空白の場合や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「0点」として扱います。

ウ 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「自己採点申請書提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

(3) 提出期限及び提出方法

ア 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」を、原則として、「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

イ やむを得ず、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7(2)「紙による入札書の提出」の承認を得た者は、自己採点申請書を入札公告に示す入札書提出期間内に持参してください（期間内必着）。

《『兼落札候補者用提出書』及び『技術資料』の提出》

(1) 提出者

落札候補者通知を受けた者のみが提出してください。

(2) 提出内容

ア 紙媒体又は電子データにより提出してください。

電子データの場合は、次の(ア)～(イ)の電子データを「電子媒体(CD-R)」に書き込んで提出してください。（別紙参照）

(ア) 兼落札候補者用提出書

(イ) 技術資料

イ 「電子媒体」のラベルには、次の事項を記載してください。

- ・「工事名」
- ・「工事箇所」
- ・「入札参加者名」
- ・「ウィルスチェックに関する情報（対策ソフト名とバージョン年月日、チェック年月日）」

(3) 兼落札候補者用提出書

ア 自己採点申請時に提出した「自己採点申請書」データに日付を入力し、「兼落札候補者用提出書」として提出してください。（押印不要）

イ 自己採点申請時に作成した「自己採点申請書」の原本の評価項目、配点、自己採点の点数等に変更しないでください。

ウ 「兼落札候補者用提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「兼落札候補者用提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

オ 様式は、市ホームページからダウンロードしてください。（「9 情報入手」参照）

(4) 提出先

財政課 管財担当

〒342-8501

住 所 吉川市きよみ野一丁目1番地

T E L 048-982-5966

(5) 提出期限及び提出方法

落札候補者通知書に記載します。

4 ヒアリング

実施しません。

5 落札者の決定通知

落札者の決定は、「埼玉県電子入札共同システム」にて通知します。

入札情報公開システムの技術評価点と評価値については、落札者及び評価を行った者については評価後の値、それ以外の者は自己採点申請書に基づく値となります。

6 評価状況に関する情報提供（ガイドラインP56参照）

ガイドラインのとおり。

7 契約書作成に伴う技術資料の追加提出（紙媒体で提出した場合）

契約書を2部作成するに当たり、技術資料のうち、「様式」及び「履行確認を行う評価項目の添付書類」が必要となります。落札者は決定通知後、発注者の指示により速やかに当該資料を紙媒体で2部追加提出してください。

8 実施上の留意事項

(1) 技術資料（提案部分）に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとします。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。

(4) 提出された技術資料は、返却いたしません。

(5) 技術資料提出後に技術資料の追加・修正は、認めません。

(6) 提出された「電子媒体」については、受付担当課所（発注課所）が確認を行い、何らかの原因で読み込み不可能な場合や必要な電子データの一部が不鮮明な場合などは、再提出を求めます（その際の再提出方法は、発注課所の指示に従ってください。）。

再提出を求めた期限までに再提出されない場合は、評価項目の全部又は一部を評価しません。

(7) 提出する「電子媒体」は、提出日直近の最新バージョンで、必ず「ウィルスチェック」を行ってください。

(8) 提出された「電子媒体」に書き込みの形跡がない場合など、不誠実であるときは失格とする場合があります。

(9) 「電子媒体」に保存するファイル名は、「別紙1」を参照してください。

(10) 「紙媒体」により提出する場合は、A4判としてください。「提出書（押印不要）」を1頁とした「通し番号」を付するとともに、全頁数（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）を表示

してください。また、袋綴じ・ホッチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。

- (1 1) 「電子媒体」と「紙媒体」による資料の両方が提出された場合には、「電子媒体」による提出資料を優先し評価します。

9 情報入手

その他の入札・契約事務関係については、吉川市のホームページを参照してください。

契約関係例規(<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/27,0,185,html>)

10 評価基準及び提出資料

次表に挙げる①～②は必ず提出してください。

① 提出書	提出書には日付を記入してください。	
② 社名情報	令和8年4月1日以降に、社名変更、会社の合併等を行ったかどうかの有無を記入してください。	
	提出資料	1 様式（社名情報）
		2 添付資料 なし
③ 配置予定技術者	当該工事に配置を予定している技術者（3名まで）について記入してください。 この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。4名以上記入した場合は失格とします。 なお、JVで参加する場合は、代表構成員の配置予定技術者を記入してください。	
	提出資料	1 様式（配置予定技術者）
		2 添付資料 なし

1 1 総合評価方式に係る入札説明書の評価基準及び提出資料

ア 企業の技術能力

ア（イ）施工実績 【 /1.0 点】

評価基準・配点	過去10年度間（平成28年度～令和7年度）に近隣において類似の公共工事の施工実績がある。 【近隣：越谷県土整備事務所管内】 【類似：河川における舗装工事施工 1回以上】	1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式ア（イ） 注1）代表的な実績を1件提出してください。 注2）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注3）類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。 注4）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 ① コリンズ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術データ）。 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分を添付してください。 ② コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。 注2）工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等）を併せて提出してください。 ③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。 注1）工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出してください。 注2）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出してください。 ④ 受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類。 ⑤ JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。	

イ 企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定 【 /1.0点】

評価基準・配点	吉川市（水道事業含む）と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	吉川市内に本店又は主たる営業所を置いている。	1.0点
		上記以外。	0.5点
	上記のいずれにも該当しない。		0点
提出資料	1 様式イ（ア） 注1）入札公告日時点において当該協定等の締結の有無を評価する。なお、国又は県、他市町村との協定（協力体制）は評価対象としません。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 ① 自社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。上記証明書以外は加点の対象としません。 ② 企業単体で協定等を締結している場合 当該協定書（登録証等を含む）の写し。		

イ（イ）災害防止活動等の実績 【 /1.0点】

評価基準・配点	次のいずれかに該当する。		1.0 点
	・過去2年度間（令和6年度～令和7年度）に吉川市（水道事業含む）の求めにより災害防止活動等を行った。		
	上記に該当しない。		0 点
提出資料	1 様式イ（イ） 注1）該当する災害防止活動等の実績のうち、代表的なものを1件提出してください。 注2）国及び県、他市町村の求めによる活動実績は評価しません。 注3）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 下表のとおり、該当する証明書類を添付してください。		
	災害防止活動等		添付する証明書類
	吉川市（水道事業含む）の要請	地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動	活動を行った実績が証明できる書類

ウ 配置予定技術者の技術能力

ウ（ア）工事成績評価 【 /2.0点】

評価基準・配点	市発注工事の過去2年度間（令和6年度～令和7年度）の平均点が80点以上。	2.0点
	市発注工事の過去2年度間（令和6年度～令和7年度）の平均点が78点以上80点未満。	1.5点
	市発注工事の過去2年度間（令和6年度～令和7年度）の平均点が76点以上78点未満。	1.0点
	上記のいずれにも該当しない、又は実績がない。	0点
提出資料	1 様式ウ（ア） 注1）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注2）配置予定技術者が全ての業種（29業種）において工事完成時点に従事していた工事成績を記入してください。 注3）配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。 ① 元請の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として工事完成時に従事していた工事 ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋りょう等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事 注4）過去に在籍していた会社での工事成績も評価対象となります。 注5）工事成績評価の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価します。 注6）評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。	
	2 添付資料 ① JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など。）。 ② 現場代理人として従事した工事で、当初と完成時の現場代理人が異なる場合には「コリンズ竣工登録」の写し（契約データ、工事データ、技術者データ）、及び「竣工時の工事工程表」の写し。	

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）入札契約に関する不当な強要行為 【 /-1.0 点】

評価基準・配点	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為をし、「吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止措置を受けた。	-1.0 点
	上記に該当しない	0 点
提出資料	1 様式カ（ア～ウ） 2 添付資料 なし	

カ（イ）総合評価の不履行 【 /-1.0 点】

評価基準・配点	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に市が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1.0 点
	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に市が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5 点
	上記のいずれにも該当しない。	0 点
提出資料	1 様式カ（ア～ウ） 2 添付資料 なし	

カ（ウ）カ（ア）カ（イ）に該当しない指名停止措置 【 /-1.0 点】

評価基準・配点	カ（ア）カ（イ）に該当せず、過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止措置を受けた。	-1.0 点
	上記に該当しない	0 点
提出資料	1 様式カ（ア～ウ） 2 添付資料 なし	

（ア）～（ウ）の注意事項

- * 1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。
- * 2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しない。
- * 3 指名停止等は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断する。
- * 4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の（A）～（F）の行為のことを言う。
 - （A）入札契約に関する不当な強要行為
 - （B）過積載による法令違反
 - （C）ディーゼル不適合車の使用による法令違反
 - （D）不正軽油の使用による法令違反
 - （E）死亡事故
 - （F）吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名停止措置
- * 5 評価項目カ（ア）「入札契約に関する不当な強要行為等」については* 4 の（A）～（F）の行為により、指名停止等を受けた数に配点（-1.0 点）を乗じた点数の合計を減点する。（最大：-6.0 点）
 - （（A）～（F）の行為のうち、同一の行為により複数回の指名停止等を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない）
- * 6 評価項目カ（イ）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料におい

て、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも、重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点する。

＊ 7 真にやむを得ない理由とは、ガイドライン P20「配置技術者の途中交代について」を参照

＊ 8 評価項目カ（ウ）の「カ（ア）、カ（イ）に該当しない指名停止等」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しない。

キ 企業の技術能力

キ（イ）優秀工事表彰 【 /1.5点】

評価基準・配点	過去3年度間及び当ガイドライン適用期間に当該工事と同じ部門で埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。	1.5点
	過去3年度間及び当ガイドライン適用期間に当該工事と同じ部門で、次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1.0点
	上記のいずれにも該当しない。	0点
提出資料	1 様式キ（イ）	

ク 配置予定技術者の技術能力

ク（エ）保有する資格 【 /1.0点】

評価基準・配点	一級土木施工管理技士の資格を保有している。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ク（エ） 注1）入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 （有効期限のない資格の場合） 「合格証明書」の写し。 ただし、建設業法第27条第1項に規定する技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する「合格通知書」の写し。 （有効期限のある資格の場合） 有効期限が確認できる「資格者証」の写し。	

（オ）優秀技術者表彰 【 /1.0点】

評価基準・配点	過去5年度間に次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・吉川市優秀建設工事表彰 ・埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰 ・埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ク（オ） 注1）評価対象年度は受賞年度です。発注部局を問わず表彰者を評価します。表彰状況は県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で確認してください。 注2）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注3）過去に在籍していた会社での実績も評価対象とします。	
	2 添付資料 ホームページに記載がない場合、表彰状の写し。	

ケ 企業の地域精通度

ケ（ア）地理的条件 【 /2.0 点】

評価基準・配点	本店又は主たる営業所の所在地が吉川市内である。	2.0 点
	契約締結権限を有する営業所の所在地が吉川市内である。	1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	なし。 注1）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	

コ 企業の社会的貢献度

コ（ア）企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修） 【 /2.0点】

評価基準・配点	過去5年度間（令和3年度～令和7年度）に施設管理への協力活動の実績が3分類以上ある。	2.0点
	過去5年度間（令和3年度～令和7年度）に施設管理への協力活動の実績が2分類ある。	1.5点
	過去5年度間（令和3年度～令和7年度）に施設管理への協力活動の実績が1分類ある。	1.0点
	過去1年度間（令和7年度）に「県が推進する施策に係る研修」への参加実績がある。	0.5点
	上記に該当しない。	0点
提出資料（ボランティア）	1 様式コ（ア） 注1）該当する実績を提出してください。 注2）施設管理への協力活動とは、市機関等の施設（注3参照）の管理に関して、次の①～⑤すべてを満たすものをいう。 ① 施設管理者の了解（協定書、認定書等）を得た活動である。 ② 企業（入札参加者）単独又は企業（入札参加者）を含む団体の活動である。 ③ 道路清掃、河川清掃、及び公園の植栽管理等を自発的、自主的に行った活動である。 ④ 施設管理者が主催する活動への参加ではない。 ⑤ イベント等への参加ではない。 国又は県、他市町村が管理する施設における活動実績は評価対象としません。 注3）市機関等の施設とは、道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、その他の管理施設に分類されます。これらの分類のうち、異なる分類において施設管理への協力活動実績がある場合には、「3分類以上」、または「2分類」として評価します。 注4）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 該当する実績が証明できる書類の写し	
提出資料（研修）	1 様式コ（ア） 注1）対象となる研修は次の①又は②とし、代表的な実績を1件提出してください。 ① 「建設業コンプライアンス研修会（令和7年度）」 ② 「企業人権担当者研修会（令和7年度）」 なお、対象となる研修は県建設管理課のホームページでも確認できます。 http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-kenshu.html 注2）評価は、受講者が受講時に所属していた会社に対して行います。 注3）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 該当する研修の受講証明書又は研修受講確認書の写し	

(イ) 除雪契約実績 【 /1.0 点】

評価 基準 ・ 配点	過去2年度間（令和6年度～令和7年度）に吉川市（水道事業含む）との 除雪契約実績がある。	1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式コ（イ） 注1）除雪契約実績は、単価契約又はその再委託契約（発注者の承諾を得た者に限る。）を評価対象とします。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 契約を行ったことが証明できる書類	

(ウ) 障害者雇用 【 /1.0 点】

評価基準・配点	「障害者の雇用促進等に関する法律」の法定雇用率に1ポイントを加えた率で障害者を雇用している。	1.0 点
	法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式コ（ウ） 注1）該当する実績を1つ選んで提出してください。 注2）入札公告日の直前での状況を記載してください。 注3）評価基準である、次の①又は②について評価対象とします。 ① 法定雇用義務のある事業主の場合は、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.7%以上の障害者（常用労働者）を雇用している。 ② 法定雇用義務のない事業主の場合は、障害者（常用労働者）を雇用している。 注4）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン5評価項目・配点等（2）評価項目・配点等に係る注意事項別表【補則】のとおりとします。 注5）法定雇用義務のある事業主とは、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が37.5人以上の事業主です。	
	2 添付資料 ① 法定雇用義務があり、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.7%以上で障害者（常用労働者）を雇用している事業主の場合。 入札公告日時点の直前の6月1日現在で公共職業安定所長あて報告している「障害者雇用状況報告書」の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し。 ② 法定雇用義務のない事業主が、障害者（常用労働者）を雇用している場合。 「様式コ（ウ）」の下段に記入してください。	

サ 担い手確保・育成に関する取組

サ（イ）誰もが働きやすい企業 【 /1.0点】

評価基準・配点	埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。且つ、埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	1.0点
	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。	0.5点
	埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	0.5点
	上記のいずれにも該当しない。	0点
提出資料	1 様式サ（イ） 注1）入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価します。 注2）J V（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注3）「多様な働き方実践企業」については、県産業労働部多様な働き方推進課ホームページを参照してください https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html 注4）「アライチャレンジ企業登録制度」については、県人権・男女共同参画課L G B T Q担当「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」ホームページを参照してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbtq/ally-challenge-kigyou.html	
	2 添付資料 埼玉県多様な働き方実践企業認定証の写し。（有効期限内にあるもの。） 埼玉県アライチャレンジ企業登録証の写し。（有効期限内にあるもの。）	

ス その他

ス（ア）市内下請の選定 【 /1.0 点】

評価基準・配点	次のいずれかに該当する。 ・下請負人を市内企業から 1 社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が市内であり、すべて自社で施工する。	1.0 点
	次のいずれかに該当する。 ・下請負人を県内企業（市内を除く）から 1 社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が県内（市内を除く）であり、すべて自社で施工する。	0.5 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式ス（ア） 注 1）下請負人とは、建設業許可を受け、かつ受注業者との直接契約のある 1 次下請人であり、2 次下請以降は、評価の対象としません。	

ス その他

ス（イ）建設資材県産品の選定【割合設定しない場合】 【 /1.0 点】

評価基準・配点	資材を建設資材県産品から選定する。【碎石】	1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式ス（イ）	